

児童相談所開設予定日の変更について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む子ども・若者支援センターについて令和3年(2021年)11月29日の開設に向けた準備を進めている。

この度、子ども・若者支援センター分室(一時保護所)に係る工事に遅れが発生し、竣工時期が令和3年12月から2か月程度、遅れる見込みとなった。

そのため、児童相談所機能の開設日について、下記の通り変更する。

1 開設予定日の変更

【変更前】令和4年2月1日

【変更後】令和4年4月1日以降

2 その他

子ども・若者支援センター分室の竣工時期が判明した後、東京都と協議の上、開設予定日を決定する。